

10月5日 マイナンバー制度スタート 「個人番号カード」の受付が始まりました

☎制度について…本所情報企画課 ☎内線637 通知カード・個人番号カードについて…本所市民課 ☎内線116

◆個人番号カードとは

マイナンバー(個人番号)・本人確認ができるカードです。ICチップに電子証明書を内蔵することができます(成年被後見人及び15歳未満の方を除く)。※来年1月以降、個人番号が必要な社会保障・税関係の手続き等の際は、必ず個人番号・本人確認を行います。

◆こんなことに利用できます

- ▷本人確認が必要な場面で、公的な身分証明書として利用できます
- ▷e-Taxでの確定申告等、各種行政手続きのオンライン申請等に利用できます(電子証明書を利用)

【個人番号カード イメージ】



記載項目 - 表面 -

- ▷氏名・住所・生年月日・性別
- ▷顔写真



記載項目 - 裏面 -

- ▷個人番号(QRコードにも記録)
- ▷氏名・生年月日
- ▷ICチップ

個人番号カードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日(20歳未満の方は5回目の誕生日)までです。ただし、電子証明書の有効期間は、発行日から5回目の誕生日までです。

◆個人番号カードの交付には申請が必要です

送付された「通知カード」(10月中旬以降、世帯全員分を簡易書留で世帯主宛送付。居所情報登録を申請した方には、申請した居所に送付)の下半部分が、個人番号カードの交付申請書です。記載内容が正しいか確認し、誤りや変更がある場合は、事前に本所市民課へご連絡ください。

◆申請方法

交付申請書に必要な事項を記入・押印し、指定の大きさの顔写真を貼付の上、返信用封筒(通知カードに同封)に入れてお送りください(市役所での受付はできません)。郵送のほか、スマートフォンやパソコン等を使って、インターネットから申請することもできます。

申請方法について詳しくは、通知カードに同封のパンフレットをご覧ください。

※個人番号カードの交付申請は任意です。

※交付手数料は初回に限り無料です(紛失等で再交付する場合は有料)。

広報1月号で個人番号カードの受取り方法や個人番号の利用方法についてお知らせします。

【通知カード・個人番号カード交付申請書】



通知カード

丁寧に切り取り、大切に保管してください

個人番号カード交付申請書

- ▷必要事項を記入・押印
- ▷写真を貼付

個人番号カードが交付されるまで保管してください

▷通知カードは、個人番号を確認する際に利用・提示することができます(身分証明書としての利用は不可)。

▷個人番号カードの交付を受ける場合は、個人番号カード交付時に、住民基本台帳カード(お持ちの方)と通知カードを返却してください(同時の所有は不可)。

健康・福祉・年金・医療

「8020運動良い歯の長寿賞」受賞者発表

80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020運動」。今年度は150人の方々が受賞しました。

■受賞者(敬称略。同意者のみ記載)

- 秋山はるゐ、阿宗隆、安達健一、安達好男、阿部幸一、阿部佐幸、阿部晴一、五十嵐榮一、五十嵐喜恵、五十嵐啓子、五十嵐繁美、五十嵐毅、五十嵐成治、石川秋雄、石川節子、石川美恵子、伊田勝彌、板垣一、伊藤淳、伊藤昭治、伊藤昭八、伊藤志郎、伊藤昌夫、伊藤祐司、井上しげみ、梅木初子、榎本耕作、榎本豊治、榎本順子、遠藤壽美子、大江弘子、太田ワカキ、大瀧豊美、大平祝子、尾形弘一、岡本美至子、小田やよい、粕谷暢子、川原正、上林清一、上林千代、上林ふさ子、木村光男、工藤利夫、栗原愛子、黒井等、剣持良治、小池了、小林八重子、齋藤好次、齋藤誠、齋藤芳子、齋藤與茂藏、齋藤わき子、坂井司朗、佐藤功、佐藤清美、佐藤五郎、佐藤貞美、佐藤順子、佐藤清吉、佐藤貞悦、佐藤正子、佐藤三男、佐藤弥生、佐藤與治、佐藤良雄、志田昭二、志藤喜榮子、澁谷和秀、白崎徳美、白幡甚一、菅原勤二、菅原さく女、菅原賢治、菅原繁雄、菅原みやゑ、鈴木喜美子、鈴木スン、須藤滋、砂田次郎、竹田浩洋、東海林初恵、富樫繁井、富樫し乃ぶ、富樫新三、富樫勝、富樫れつ、長澤幸子

加入・脱退の手続きは忘れずにしましょう 知っておきたい国民年金のこと

☎鶴岡年金事務所 ☎23 - 5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

◆国民年金とは

加入者の老後の生活や、障害を負ったときなど、もしものときに備え、生活の安定が損なわれることのないように、生活の維持・向上のため、国の負担と納めた保険料によって、国民全体でお互いを支え合う国の年金制度です

◆加入対象者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての方

◆加入種別（下表参照）

第1～3号被保険者に区分

◆20歳になったら加入手続きを

20歳になる方で第2号被保険

者以外の方に、日本年金機構から加入手続き案内が送付されます

◆保険料

月額1万5,590円

◆保険料の納付方法

第1号被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます（金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。市役所、年金事務所では納付できません）

◆納め忘れがなく便利な納付方法

◇口座振替

◇クレジットカード

◆前納制度（半年・1年・2年単位）

◇現金で1年分…3,410円割引

◇口座振替で

▷1年分…3,920円割引

▷2年分…1万5,360円割引

▷当月保険料を当月末に引き落とし（早割制度）…月額50円（年額600円）割引

※前納制度には申込み期限があります。事前にお問い合わせください。

◆後納制度

過去5年間に納め忘れた保険料がある場合、遡って納付できます

◆保険料の納付が困難な方は

納付が免除または猶予される制度もあります

◆こんなときは届出が必要です

市役所での届出の際は、年金手帳をお持ちください

被保険者区分	変更理由	届出先
第1号被保険者…自営業者、農業・漁業従事者、学生、無職の方等	就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	勤務先
	配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第2号被保険者…会社員、公務員等（厚生年金や共済年金加入者）	退職したとき	市役所
	退職して配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第3号被保険者…第2号被保険者の扶養となっている配偶者	▷配偶者が退職したとき ▷配偶者の扶養から外れたとき ▷離婚したとき ▷配偶者が65歳になったとき	市役所
	就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	勤務先
	配偶者の勤務先が変わったとき	配偶者の勤務先

国民年金にはこんな給付があります

◆老齢基礎年金

保険料を納めた期間等の受給資格期間が25年（300月）以上ある方が、原則として65歳から受け取る年金

◆障害基礎年金

病気やけがで体に障害が残った場合、一定の支給要件を満たしている方が受け取る年金

◆遺族基礎年金

国民年金の被保険者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」で、一定の支給要件を満たしている方が受け取る年金

◆その他の国民年金独自給付

寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金があります

鶴岡年金事務所年金相談

◆平日相談 月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分（月曜日は午後7時まで）

◆休日相談 毎月第2土曜日午前9時30分～午後4時（要予約）

◆持ち物 年金手帳、本人以外の場合は委任状と代理人の身分証明書

▼年末調整や確定申告のときは、今年中に納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります（過去の国民年金保険料や同一生計家族の国民年金保険料も控除の対象になります）。領収証書や日本年金機構本部で発行する控除証明書を準備ください（添付が義務付けられています）。

▼社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について 11月上旬に、日本年金機構から控除証明書をお送りします。今年の（9月30日まで）納付額が記載さ

国民年金からのお知らせ

☎本所福祉課 ☎内線139

▽第3民生区（第三学区）…田澤妙子（大部町）

困りごとや気軽にご相談ください
民生委員児童委員が委嘱されました

☎鶴岡地区歯科医師会 ☎28・3565
または健康課（にこふる） ☎内線365へ

成澤和雄、難波金三郎、難波三雄、布川甚吉、橋本夏代、弭間きく、羽角巖、長谷川亥代恵、長谷川重美、長谷川浩見、長谷川正三、長谷川幸雄、早坂芳、早坂才子、林優子、原田郁、本間義一郎、本間善治、本間ミヤ子、本間良子、榎本キヨ子、松浦昭午、松田徳彌、丸山春子、丸山都、三浦庸子、水口恵子、村岡美年子、村山隆敏、山沢光子、余語とめる、吉田孝市、吉宮市知子、若木みどり、渡部清一

11月11日(水)～17日(火)は「税を考える週間」です ～ 納税は 住みよい街への 第一歩 ～

☎本所課税課 ☎内線259または本所納税課 ☎内線219へ

◆都市計画税 ☎課税課資産税管理係

都市計画法で指定された市街化区域と、市税条例で定められた区域の土地と家屋に課税され、固定資産税と一緒に徴収されます。街路や公園の整備等の都市計画事業や土地区画整理事業に使われています。

◆国民健康保険税 ☎課税課諸税係

国民健康保険事業に使われる税金です。医療費の給付等に充てられる医療保険分、後期高齢者医療制度を支える後期高齢者支援金等分、介護サービスに充てられる介護保険分で構成されています。

◆納付方法 ☎納税課収納管理係

◇口座振替

預金口座から、納期ごと自動的に振替納付する方法です。希望する方は納付書と通帳、通帳印をお持ちの上、金融機関窓口でお申し込みください。忙しくて納付に行く時間がない方や納め忘れが心配な方には、口座振替をお勧めします。

◇窓口での納付

金融機関（東北地方のゆうちょ銀行〈郵便局〉を含む）や本所納税課、各地域庁舎市民福祉課の窓口で納付する方法です。納付の際は納付書を忘れずにお持ちください。

◇ゆうちょ銀行（郵便局）からの払込み

郵便局専用の払込用紙に住所・氏名・収納番号（通知書番号）・税目・納期・金額を記入の上、郵便局から払い込みください（全国の郵便局で払込み可）。払込用紙は本所納税課にあります。

なお、郵便局の自動払込み（口座振替）は全国どこでも申し込みすることができます。

※東北地方の郵便局では、納付書での納付もできます（東北地方以外の郵便局では不可）。

◇年金からの差引き（年金特徴）

個人市民税と国民健康保険税については、その年の4月1日に65歳以上で年金受給額が年額18万円以上の方は、条件によって年金から差し引かれる場合があります。

◆分割納付 ☎納税課納税係

失業や病気等で収入が減り生活に困っている方、災害に遭った方等が、状況に応じて税金を分割して納付できる制度があります。制度の適用については要件がありますので、ご相談ください。

◆延滞金と滞納処分 ☎納税課納税係

納付期限までに納められなかった場合、税金に延滞金が加算されます。延滞金は、納付期限の翌日から1か月を経過する日までが年2.8%（ただし平成25年12月31日以前は特例措置あり）、それ以後が年9.1%の割合で、納付日までの日数に応じて計算されます。延滞金の割合は、

25年3月の税制改正によって、26年1月1日以降の期間についての割合が引き下げられています。また、督促状を発した日から10日を経過しても完納されない場合、不動産や動産（家財等）、預貯金等の財産の差押えや公売を行うことがあります。

事業主・法人の方へ

地方税の電子申告、電子申請・届出には、eLTAX（エルタックス）が便利です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

- ▷個人市民税…各支払報告書、特別徴収に係る関係書類
- ▷固定資産税…償却資産申告
- ▷法人市民税…各種申告書、異動届出書等

6月上旬に子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく

■虐待の通告（連絡先）
▽子ども家庭支援センター（にこふる） ☎内線415 ▽庄内児童相談所 ☎22・0790 ▽児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189



「もしかしてあなたが救う小さな手 11月は児童虐待防止推進週間です」

あなたからの連絡・相談が、子供を守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩になります。「虐待かも」と思ったなら、すぐにお知らせください。

子育て・教育

控除証明書に未納と表示されたものを12月末までに納付した場合は控除対象となりますので、申告等のときは控除証明書のほかに、10月1日以降に納付した領収証書を添付してください。また、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付した方の控除証明書は、来年2月上旬に送付予定です。なお、控除証明書は、口座振替か窓口納付かを問わずお送りします。☎鶴岡年金事務所 ☎23・5040、控除証明書専用ダイヤル ☎0570・058・555（IP電話等の方は ☎03・6700・1144（来年3月15日①まで）または本所国保年金課 ☎内線113へ

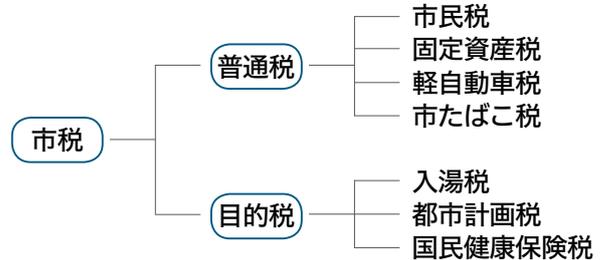
暮らしを支える税

税金には国税・県税・市税があります。ここでは、市の重要な財源である主な市税とその納付方法等について紹介します。

◆市税のあらまし

市税は、安全・安心な生活の維持、健康・福祉の充実、道路等の社会基盤の整備、教育・産業の振興等、皆さんの「健康で豊かな生活」を実現するための、身近な行政サービス・施策の重要な財源になっています。

市税には、右図のように税目ごとに使い道が特定されている目的税と、特定されていない普通税があります。



◆市民税 個人に課税される個人市民税と、会社等の法人に課税される法人市民税があります

◇個人市民税

課税課税市民税第一係

1月1日現在、市内に住所のある方で前年に所得があった方と、住所はなくても市内に事務所等を構えている方に、県民税と合わせて課税されます。



税額は、前年の所得額に応じて課税される所得割と、平等に負担してもらう均等割（市民税3,500円・県民税2,500円）の合計額です。

◇法人市民税

課税課税諸税係

法人市民税には、法人均等割と法人税割があります。
▷法人均等割…資本金等の金額と従業員数に応じて課税。年額5万円～300万円

▷法人税割…課税標準となる法人税額の12.1%

◎法人均等割・法人税割ともに課税される法人…市内に事務所や事業所等を設けている法人、または人格のない社団等で収益事業を営むもの

◎法人均等割のみ課税される法人…市内に事務所や事業所等はないが寮等がある法人等

◆固定資産税 1月1日現在の土地、家屋、償却資産(事業に使う機械、器具、備品等)の所有者に課税されます

◇土地と家屋

課税課税土地評価・家屋評価係

土地と家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替えを行う制度がとられています(今年度は基準年度にあたり、評価替えを実施)。基準年度の評価額は原則として3年間据え置かれますが、地価の下落が認められる場合は、基準年度以外の年度でも評価額を見直します。また、基準年度後に家屋の新築や増築、土地の用途変更等があった場合は、新たに評価を行って評価額を決定します。

なお、土地については、前年に比べ税額が急激に増えないよう負担調整を行っています。そのため、評価額より現在の課税標準額が著しく低い場合は、地価が下がっても税額が増える場合があります。

◇償却資産

課税課税資産税管理係

固定資産税の償却資産は、土地及び家屋以外の事業用資産のうち、所得税及び法人税を計算するための会計方法で、減価償却の対象とされる資産です。ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものや、自己所有家屋の改装等に伴う建築設備等の更新等は対象外です。

評価額は、資産の取得価額を基にその資産の経過年数に応じた減価計算を毎年行い決定します。償却資産の所有者は、所得税等の申告とは別に、毎年1月1日の状況を市長に申告することとなっています。

児童に関する各種手当のお知らせ

金の申請書を支給対象者へ送付しています。申請期限は11月30日⑧です。まだ申請していない方は、申請書を提出してください。公務員の方は、職場から配付された申請書を5月31日現在で住民登録がされている市町村に提出してください。申請期間は各自自治体で異なりますので、ご確認ください。

■ 本所福祉・子育て給付金事務室 ☎ 25・2290

▼ 児童手当 対 中学3年生までの児童を養育している方 ■ 支給月額 ▼ 0歳～2歳：1万5,000円 ▼ 3歳～小学校修了前(第1子・2子)：1万円 ▼ 同(第3子以降)：1万5,000円 ▼ 中学生：1万円 ▼ 所得が一定額を超える場合：5,000円

■ 支給日 6月・10月・2月の15日

■ 支給期間 児童が15歳に達した年度末まで

▼ 児童扶養手当 対 離婚等でひとり親になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合等に児童を養育している方 ■ 支給月額(受給者の所得で異なります) ▼ 1人目：4万2,000円 ▼ 2人目：5万,000円 ▼ 3人目：3万,000円

■ 支給期間 児童が18歳に達した年度末まで(障害児は20歳未満)

▼ 特別児童扶養手当 対 精神や身体に重度～中度の障害を持った児童を在宅で養育している方(受給者等の所得が

一定額を超える場合は支給されません。
 ■支給月額 ▼1級障害：5万円、1,100円 ▼2級障害：3万4,030円
 ■支給日 4月・8月・11月の11日
 ■支給期間 児童が20歳未満に限る
 ▼共通 国本所子育て推進課☎内線151



税金を受給している方へ
 扶養親族等申告書の提出を忘れずに

年金保険者（日本年金機構等）から扶養親族等申告書が送付された方は、配偶者控除、扶養控除、寡婦（夫）控除、障害者控除等について記入し期限内に提出すると、その内容が平成28年の所得税と29年度の市・県民税に反映され、市・県民税の申告をしなくても、該当する控除を受けられます。
 これ以外の控除を受ける場合や、扶養親族等申告書を提出しなかった場合は、確定申告または市・県民税申告が必要ですが（市・県民税の申告書用紙が必要な方は本所課税課へ）。
 問同課☎内線201

事業主の皆さんへ個人の市・県民税は特別徴収で納めましょう

個人の市・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に毎月支払う給与から市・県民税を差し引き、従業員に代わって、各従業員の住まいの市町村に毎月納入する制度です。

地方税法の規定によって、原則として所得税を源泉徴収する義務のある事業主には、従業員の市・県民税を特別徴収する義務があります。「退職した」「不定期雇用である」といった特段の理由がない限り、事業主や従業員の希望で普通徴収（個人で納付）を選択することはできません。

▼特別徴収のメリット 従業員は金融機関へ向いて納付する手間を省くことができ、納め忘れの心配もありません。また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。

▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所等は、市への申請と市長の承認によって、納期を年2回にまとめることができます。

問本所課税課☎内線201

市税の滞納処分として差し押さえた不動産
 不動産公売のお知らせ

11月25日☎ 時受付：午前8時50分
 入札：9時30分 場市役所本所6階大会議室 問本所納税課☎内線251
 他市HP

市税の滞納処分として差し押さえた反物・小物等
 インターネット公売のお知らせ

公売方法 Yahoo!官公庁オークションのシステムを利用した競り売り
 ■参加申込み 11月5日☎午後1時～19日☎午後11時
 ■公売日時 11月27日☎午後1時～29日☎午後11時
 問本所納税課☎内線218 他市HP

生活・その他



市営住宅等入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
城南住宅	2階・3DK	1
ちわら住宅	3DK(子育て向け)	3
美原住宅	3階・3DK	1
稲生住宅	2階・2LDK	1
東部住宅	3階・3DK	1
みどり住宅	2階・3DK	1
大西住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け)	1
鶴岡	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
藤島	ふじなみ住宅 平屋・3LDK	1
朝日	下名川住宅 平屋・3DK	2
温海	柳原住宅 2階・3DK	1
羽黒	荒川特定公 共賃貸住宅 平屋・4LDK	1

■入居時期 来年1月中旬以降
 11月2日☎～20日☎に本所建築課☎内線483または各建設事務室（羽黒・朝日・温海庁舎）へ 他入居資格要件あり。一部の住戸は世帯状況に応じた優先考

「公社タウン高専前」
 宅地分譲募集

■募集区画 1区画（約80坪。458万2,000円。店舗付住宅可）
 山形県住宅供給公社・嶋案内センター
 ☎0120・303・978または本所建築課☎内線483へ 他先着

順。分譲紹介制度（紹介者に10万円進呈）、再生可能エネルギー設備設置助成金（上限50万円）あり

戦没者等の遺族の皆さんへ
 第10回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年にあたり、戦没者等の尊い犠牲に改めて弔慰の意を表すため、国から特別弔慰金（額面25万円・5年償還の記名国債）が支給されます。
 戦没者の妻、子、孫、兄弟姉妹、その他の3親等内親族等のうち、必要な要件を満たしている方 請求期間
 平成30年4月2日☎まで 問本所福祉課☎内線138または各地域庁舎市民福祉課へ

排水設備工事責任技術者
 登録の更新申請について

日本下水道協会山形県支部（現「山形県下水道協会」）に登録し、登録の有効期限が来年1月31日☎となっている責任技術者は登録更新の手続きが必要です。
 ■更新申請 11月2日☎～30日☎に上下水道部下水道課☎内線452へ

荘内看護専門学校
 看護学生募集

対高校を卒業した方及び来年3月に高校卒業見込みの方、高校卒業と同等以上の学力があると認められた方20人
 ■修業年数 3年（昼間） ■願書受付 来年1月4日☎～14日☎午前9時～午後5時（当日必着） ■試験日時 科日 1次試験：1月22日☎午前9時

平成28年4月1日採用予定
鶴岡市職員採用試験(社会人経験者)

☎本所職員課 ☎内線327

■募集職種・受験資格

- ▷土木…昭和51年4月2日以降に生まれ、技術士・技術士補または1級土木施工管理技士の資格を有し、民間企業の社員または公務員として設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方
- ▷電気…昭和51年4月2日以降に生まれ、電気主任技術者の資格を有し、民間企業の社員または公務員として電気設備設計業務、施工管理等の経験が5年以上ある方

■試験日時・会場

- ▷1次試験…12月13日⑩正午(鶴岡市職員研修会館)
- ▷2次試験…1次試験合格者を対象に、来年1月中旬実施予定(市役所本所)

■申込み 11月4日⑩~20日⑩に申込書を本所職員課へ(11月20日までの消印有効)。市HP「電子申請」からも手続き可

[試験案内・申込書の交付等について詳しくは市HP](#)



10月15日現在624店舗。鶴岡商工会議所HPに掲載で期間内にご利用ください(返金はできません)。☎本所商工課 ☎内線563

20%のプレミアムが付いた「鶴岡市プレミアム付商品券」の利用期間は11月30日⑩までです(12月1日⑩以降の利用不可)。未使用の商品券をお持ちの方は、ポスターのある店(10月15日現在624店舗。鶴岡商工会議所HPに掲載)で期間内にご利用ください(返金はできません)。☎本所商工課 ☎内線563

プレミアム付商品券は期間内にご利用ください

【(国語(古典を除く)、数学I、英語I)】
 Ⅱ) 2次試験(1次試験合格者のみ)
 : 23日④午前9時(面接、小論文)
 試験会場・☎同校 ☎22・1919

認知症支援

11月スタート 認知症の方等を地域全体で支える仕組み
認知症初期集中支援チームを設置します

☎各地域包括支援センターまたは
 長寿介護課高齢者交流センター ☎29-4180へ

認知症対策で重要なのが早期発見・早期対応です。「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方やその家族に早期に関わり、関係機関と連携することで、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

認知症初期集中支援チームについて

医療や介護の専門職で構成される同チームが、認知症の方や認知症の疑いがある方の自宅を訪問し、専門医療機関の受診や介護サービスについての説明及び利用支援、認知症の状態に応じた助言等を行います。

- ◎支援期間 医療・介護サービスによる安定的な支援に移行するまで(おおむね6か月)
- ◎相談窓口 各地域包括支援センター、長寿介護課高齢者交流センター、各地域庁舎市民福祉課
- ◎対象 自宅で生活している40歳以上の認知症の方または認知症の疑いがある方で、次のいずれかに該当する方
 - ▷認知症の臨床診断を受けていない ▷継続的な医療サービスを受けていない ▷適切な介護サービスに結び付いていない
 - ▷医療・介護サービスを受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応してよいか困っている

「無防備な心に火災がかくれんぼ」
秋の火災予防運動

11月9日④から15日④までの1週間、住宅防火対策の推進等を重点目標とした秋の火災予防運動を実施します。これからの時期、家庭でも暖房器具など火を取り扱う機会が多くなります。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。

☎消防本部予防課 ☎22-8332

「マナーを守って人と動物が気持ちよく共生できる街」
責任と愛情を持って飼いましょ

近年は、犬や猫等のペットも家族同様に飼育されています。しかし、飼い

方を誤れば、近所トラブルの原因になったり、本来愛されるべきペットを不幸にしてしまったりします。ペットを飼うためには、そのペットの命を預かる責任、ルールやマナーを守る等の責任を持つ必要があります。また、捨て犬や捨て猫、野良猫も問題になっていきます。猫は、年に2・3回出産します。生まれてくる子猫を全部、終生飼うことができない、または新しい飼い主を探すことができないと分かっている場合は、事前に不妊、去勢手術をしましょう。不幸な命を増やさないように管理することも愛情です。

☎健康課(にこふる) ☎内線362



市内の中学2年生を対象に募集
社会を明るくする運動 標語コンテスト

この運動は、全ての国民が、安全で安心して暮らすことができる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現を目指し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築こうとする全国的な運動です。1、145点の応募の中から次の11人の方々が入選しました。

▼最優秀賞

「スマホより人とのつながり大切に」
 金内彩夏さん(鶴岡一中)

▼優秀賞

「考えて家族友達先のこと」
 富樫芳暉さん(鶴岡二中)

- 「その行動あなたの明日になりませんか」 大泉咲乃さん(鶴岡三中)
 - 「考えよう自分の未来 家族の気持ち」 三浦駿介さん(鶴岡四中)
 - 「だれにでもできる心のバリアフリー」 五十嵐鼓太さん(鶴岡五中)
 - 「差し伸べた手のぬくもりの大切さ」 佐藤杏璃さん(豊浦中)
 - 「笑顔の輪手と手をつなぎ広げよう」 安藤悠莉さん(藤島中)
 - 「いじめの芽みんでいっしょにつみころそう」 齋藤悠翔さん(羽黒中)
 - 「伝えよう自分の気持ち『いやだよ!』と」 鈴木みなさん(榊引中)
 - 「つなげよう声かけ合って心の輪」 山口雅乃さん(朝日中)
 - 「『やめようよ』少しの勇気で笑顔が咲く」 五十嵐未知留さん(温海中)
- ☎本所福祉課 ☎内線138